

正善寺ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 正善寺ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒24立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 6月15日から9月30日までの期間
- 二 非洪水期間 10月1日から翌年6月15日までの期間

(水 位)

第5条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第6条 貯水池の常時満水位は、標高88.0メートルとする。

(サーチャージの水位)

第7条 貯水池のサーチャージの水位は、標高92.5メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節等のための利用)

第8条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高88.0メートルから、標高92.5メートルまでの容量1,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第9条 流水の正常な機能の維持は、標高72.0メートルから標高88.0メートルまでの容量2,700,000立方メートルのうち、最大800,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水供給のための利用)

第10条 水道用水の供給は、標高72.0メートルから標高88.0メートルまでの容量2,700,000立方メートルのうち、最大1,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第11条 上越地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

- 一 新潟地方気象台から上越地方において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。
- 二 その他細則で定めるところにより洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第12条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 新潟県土木部、北陸地方整備局高田河川国道事務所、新潟地方気象台、その他細則で定める関係機関との連絡、気象、水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第13条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第14条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第16条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合に放流することができる。

- 一 第21条第1項の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、細則で定めるところにより特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は毎秒3.7立方メートルとする。

(放流の原則)

第17条 局長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第18条 局長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、次の各号に定める地点においてそれぞれ当該各号に定める水量を確保できるよう、ダムから必要な流量の

放流を行わなければならない。

- 一 ダム地点において毎秒 0.032 立方メートルの水量。
- 二 大神坊地点から本田地点の間において別表第 1 に掲げる水量。
- 三 笹川頭首工地点において別表第 2 に掲げる水量。

(放流に関する通知等)

第 19 条 局長は、ダムから放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第 20 条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第 6 章 点検整備等

(計測、点検及び整備)

第 21 条 局長は、ダム本体、貯水地及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

- 2 局長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則に定めるところにより基準を定めなければならない。

(観 測)

第 22 条 局長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

(記 録)

第 23 条 局長は、ゲートを操作し、第 21 条第 1 項の規定による計測、点検及び整備を行ったとき及び、前条第 1 項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第 7 章 雑 則

(細 則)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他細則は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成 29 年 9 月 8 日から適用する。

別表第1（第18条関係）

単位 毎秒 立方メートル

期別 地点	4月15日 ～4月30日	5月1日 ～5月7日	5月8日 ～9月15日	9月16日 ～4月14日
大神坊	0.048	0.069	0.059	0.048
上川原	0.054	0.059	0.057	0.054
立合	0.083	0.157	0.122	0.083
春日	0.093	0.196	0.147	0.093
腰前	0.071	0.076	0.074	0.071
本田	0.101	0.197	0.151	0.101

別表第2（第18条関係）

単位 毎秒 立方メートル

期別 地点	4月15日 ～5月9日	5月10日 ～5月27日	5月28日 ～9月5日	9月6日 ～4月14日
笹川頭首工	0.187	0.210	0.229	0.187